

令和8年（2026年）2月26日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市国民健康保険運営協議会

会長 藤澤 隆則

令和8年（2026年）2月5日開催の令和7年度第3回小田原市国民健康保険運営協議会の概要を次のとおり報告します。

1 日 時 令和8年2月5日（木）午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 小田原市役所 3階 301会議室

3 出席者 委 員 高橋 則宏  
" 荻野 由里  
" 守屋 浩行  
" 沖 加代子  
" 鈴木 正彦  
" 曾根 秀明  
" 長谷川 嘉春  
" 本田 耕士  
" 田中 章（副会長）  
" 藤澤 隆則（会長）

事務局	福祉健康部副部長	大井 友海
	保険課長	木澤 克紀
	保険課副課長	湯川 裕司
	保険課副課長	諸星 達也
	保険課国民健康保険係長	瀬戸 香子
	保険課保険料係長	早野 昌哉
	保険課国民健康保険係主査	犬童 一博

保険課国民健康保険係主査 佐藤 新  
保険課国民健康保険係主事 田島 昂明  
保険課国民健康保険係主事 田中 美里

欠席者 委 員 漆畑 俊哉  
          "          植松 敏美  
傍聴者 1 名

#### 4 議題

##### (1) 協議事項

協議第 6 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について  
協議第 7 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について  
協議第 8 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算（案）について  
協議第 9 号 片浦診療所の施設・管理運営の検討状況について

##### (2) その他

#### 5 会議の概要

##### (1) 協議事項

■協議第 6 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

##### **高橋委員**

自治体や各世帯へどのように説明、周知等するか。

##### **事務局**

6 月に送付予定の納付書にチラシ等を同封し、広報おだわら 6 月号にも掲載予定である。また昨年 11 月頃から市のホームページ、窓口での案内をしている。

##### **守屋委員**

資料 P. 2 の保険料の軽減措置を受けるにあたり、該当世帯は何か申請が必要か。

平塚市では自動で軽減され手続きが不要と伺っているが、本市の対応はどうか。

**事務局**

本市も平塚市と同様に、対象であれば自動で軽減がかかるようになっている。

**藤澤委員（会長）**

協議第6号は質疑応答が終了し、御異議なしということで、原案どおり了承されたものとする。

■協議第7号 令和8年度小田原市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）  
について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

**田中委員（副会長）**

P. 3歳出科目の総務費は人件費含めた運営費と考えてよいか。

**事務局**

そのとおりである。人件費は一般管理費に含まれており、その他に賦課徴収費、運営協議会費等含まれている。

**田中委員（副会長）**

保険給付費は、診療報酬として医療機関へ支払う費用か。

**事務局**

診療報酬のほか、葬祭費や出産育児諸費等も含まれる。医療機関で被保険者が支払う保険適用の医療費は、療養諸費や高額療養費にあたる。

**田中委員（副会長）**

国民健康保険事業費納付金は、県に収める納付金か。

**事務局**

そのとおりである。国民健康保険料や公費等が含まれている。

**田中委員（副会長）**

国民健康保険事業費納付金は、協議第6号で説明があった「子ども・子育て支援納付金賦課額の算出方法等について」の資料で示された内容と考えてよいか。

**事務局**

そのとおりである。

**田中委員（副会長）**

歳入科目の国民健康保険料は、被保険者が保険者へ支払う保険料の総額と考えてよいか。

**事務局**

そのとおりである。

**田中委員（副会長）**

県支出金について、歳出の納付金の額と異なる理由は。

**事務局**

県支出金の普通交付金の内訳について、歳出の療養諸費、高額療養費及び移送費を合算した金額と同等となる。金額のずれは、第三者納付金等の諸費を差し引いたためである。

**田中委員（副会長）**

市で県に納付金として納めた金額が、改めて返ってくるということか。

**事務局**

そのとおりである。納付金を原資に保険給付等が行われる。

**田中委員（副会長）**

国民健康保険制度において県に財政的な役割があったかと思うが、国民健康保険事業費納付金はその関係か。

**事務局**

そのとおりである。人口 3,000 人未満の町村など規模が小さい自治体で高額な医療費等が発生して給付ができない場合等、市町村国保の財政運営の安定化のため、平成 30 年度から都道府県単位化が導入され、都道府県が財政運営を担うようになったことから、県に納付金を支払い、県から給付金を受ける仕組みとなっている。

**田中委員（副会長）**

繰入金は、市の一般会計からの繰入金か。

**事務局**

そのとおりである。

**田中委員（副会長）**

保険料軽減分や保険者支援分は、住民税非課税世帯の軽減措置による金額であるか。

## 事務局

世帯に応じて7割、5割、2割と軽減した分を、国、県、市それぞれの割合で一般会計に歳入した後に、特別会計へ繰り入れており、市民税の軽減と同一ではなく、保険料の軽減制度の軽減額が保険料軽減分に該当する。また、保険者支援分は低所得者数に応じて、軽減とは別に支援がなされる。

## 田中委員（副会長）

保険料の構成は。

## 事務局

保険料は条例に基づく所得割、均等割、平等割と一定の計算で算出しており、P. 1にて平均であるが、保険料146,500円と子ども子育て支援納付金分の3,444円の合算が令和8年度の保険料となり、全体の保険料の予算が40億となる。

## 田中委員（副会長）

国民健康保険被保険者の医療費に対する市の負担が、188億6,600万円というところか。

## 事務局

医療機関で被保険者が負担する医療費以外の諸費も含まれている。

## 藤澤委員（会長）

平成30年度の医療保険制度改革によって財政運営が市町村から都道府県へ移ったため、全体像が把握できないと一連の話の理解が難しいので、全体の枠組を示せたらよいと思う。

## 高橋委員

診療報酬が上がるとどのような影響があるか。

## 事務局

P. 1のその他欄で改定率を記載しており、令和8年度は全体で1.54%増加し、その中で本体部分は2.41%増加するため、医療機関で被保険者が支払う医療費の自己負担分及び保険者負担分は増加し、歳出の保険給付費に影響する。

## 藤澤委員（会長）

今回の予算を組むにあたり、診療報酬の改定分も含んで経費を見込んでいるか。

## 事務局

細かい積み上げではないが、総じて増加に転じている。

## **藤澤委員（会長）**

協議第7号は質疑応答が終了し、御異議なしということで、原案どおり了承されたものとする。

■協議第8号 令和8年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算（案）について

■協議第9号 片浦診療所の施設・管理運営の検討状況について

説明（事務局が資料に基づき協議第8号及び協議第9号を続けて説明）

質疑等

## **本田委員**

現在の片浦診療所の診療日、診療時間、医療従事者の人数は。

## **事務局**

片浦診療所は月、水、金曜日の週3日間で9時から15時半まで診療しており、医師1名、看護師1名、事務職1名の体制である。看護師について、複数名のシフト制であり、医師は非常勤医師1名と月2回ほど外部の医療機関から派遣された医師で運営している。

## **田中委員（副会長）**

令和7年9月8日に開催された厚生文教常任委員会にて片浦診療所の施設・管理運営の検討状況について報告しているが、委員会で質疑はあったか。

## **事務局**

検討していくという報告内容であったこともあり、繰出金がいくらあるかといった状況確認や診療所存続の希望等があった。

## **田中委員（副会長）**

資料の報告程度で、委員会から要望や意見等はなかったのか。

## **事務局**

幅広く検討すると報告しており、強い要望等はなかった。

## **田中委員（副会長）**

地域の方へのアンケートやまちづくり委員会との意見交換等踏まえて、具体的な検討に入っていく段階と考えてよいか。

## **事務局**

そのとおりである。協議会からいただいた答申の中で、移転を視野に現地以外の場所の調査や現地での存続をするにあたっての手続き等を検討している。

**田中委員（副会長）**

厚生文教常任委員会で答申書の内容について、否定的な意見はあったか。

**事務局**

否定的な意見はなく、存続してほしいと意見があった。

**田中委員（副会長）**

答申の結びで「持続可能な管理運営及び安定的に医師を配置できる体制の構築のためには、指定管理者制度の導入が必要である」とあるが、これについて委員会から了承を得た理解でよいか。

**事務局**

そのとおりである。答申書の内容で検討することについて、委員会から了承をいただいたと考えている。

**田中委員（副会長）**

市としてこの方向性で検討を重ね、都度、国民健康保険運営協議会へ報告いただけるか。

**事務局**

進捗等を報告する。

**田中委員（副会長）**

今後の検討のスケジュールはある程度決まっているか。

**事務局**

場所について、現地以外も含め調査整理しており、指定管理については、指定管理者制度を導入している真鶴町の診療所の運営者にヒアリングしており、どうしたら小田原市で実現できるか調整している。

**田中委員（副会長）**

施設の老朽化の対策について、建て替え、補修、移転といったハード面と、指定管理者の選定があるが、どちらを先に実施する予定か。

**事務局**

どちらが先か、または同時に進めるか等含めて調整中である。

**田中委員（副会長）**

令和8年度国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算案について、検討費用は入っているか。

## **事務局**

検討において費用が発生すると考えていないため、含まれていない。

## **田中委員（副会長）**

予算化する大きな項目がなかったということか。

## **事務局**

そのとおりである。

## **田中委員（副会長）**

他会計繰入金の特別会計繰入金は国からの交付金か。

## **事務局**

一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金であり、特別会計繰入金は、国民健康保険事業特別会計を経由した国からの補助金である。

## **田中委員（副会長）**

診療所独自の診療収入が約 1,200 万円であり、赤字補填分である繰入金が約 1,600 万円であり、現状の診療所の運営では繰入金がないと運用できないと思うが、不採算の原因は何か。

## **事務局**

週3日の診療に伴う医療従事者の人件費に対し、診療収入で補えていない。地域の方は過剰と思われていないと考えるが、収支としては診療日数が過剰になってしまっている部分があるのではないか。

## **田中委員（副会長）**

外来患者数に対し、診療日数が合っていないのでは。1日10人未満の外来患者数に対し、診療時間が5時間30分も必要であるか。自身も月1回慢性疾患で医療機関を受診しているが、自身が呼ばれてから次の方が呼ばれるまで7分程度であり、他の方も同様であることを踏まえると、慢性疾患であれば1時間で7、8人程診療が可能である。1日10人ほどであると1時間で2人しか診ていないため、診療体制として適切でないのでは。ゆえに現状の診療体制の見直しから入ることが赤字運営の解消に繋がり、極論週1回の診療体制で済むのでは。週3日の診療で30人程の患者であれば、1日で診れるのでは。鈴木委員はどうお考えか。

## **鈴木委員**

数の論理からするとそのとおりだが、その要因ではないのが片浦診療所と考え

る。

### **田中委員（副会長）**

慢性疾患の患者だけでなくその他の要素として地域のかかりつけ、予防接種、急な発熱対応等あるが、それを踏まえても診療体制の見直しをすぐ実施するべきでは。月 100 人程の患者に 1 人あたり 14,000 円ほどの支援を行ってよいのか。市長は存続の意向であり、協議会として諮問を受け答申をしたのであれば、今年度は指定管理者制度を導入するために早めに検討し、どういう形で進めるか決めるべきでは。遅くとも令和 9 年度当初から指定管理者制度を導入し、今年度は導入するための準備期間とし、試行的に新たな診療科目を取り入れて運営してみてもは。整形外科はリハビリ部門があるため難しいと思うが、訪問診療の需要はあると思うため、従来の診療科を続けながら、訪問診療を進め、全体の診療所の運営のあり方を検討してみてもは。可能であれば週 3 日のうち、1 日は訪問診療に充てる等も試行したうえで、方向性を決めて、指定管理者制度を導入しては。無医地区で市からの一定の助成は必要であるが、市民目線で見ると 1 人当たりにかかる市からの費用をかけすぎでは。月 1 回の診療で慢性疾患だと高血圧か糖尿病でありそれ以外の疾患では他の医療機関を受診すると思うが、疼痛や歯科といった診療科目等含め、診療所をリニューアルした際に、現実的な範囲で導入できればと考える。

### **事務局**

診療所の医師と相談の上、訪問診療等その他の診療科目について実施の可能性を検討したい。

### **田中委員（副会長）**

現状診療している医師と相談していただき、周りから評価されるような診療所を目指していただきたい。

### **曾根委員**

3 年前に委員になり、片浦診療所を存続させるか廃止させるか協議をするうえで、スケジュールを組んだと思うが、現在無くなってしまっており、ゴールが見えず毎回同様の議論をしていることに加え、へき地医療で指定管理者を募集しても黒字化は不可能であり、地区人口に対するニーズ等何度も検討を重ねているため、次のアクションが必要では。また、歯科は診療科目に加えても採算は取れない。再度スケジュールを組んだうえで次の段階に進むべきでは。

## **事務局**

診療所の存続を前提として、施設の老朽化への対応、また医師等の医療人材の確保が中々できないため指定管理者制度の導入を検討してはどうかといったことが、協議会からの答申であり、議会へ報告し、その方向で検討を進めることに了承をいただいたため、指定管理者制度の導入及び建物の老朽化について併せて検討を進めていく。

## **田中委員（副会長）**

指定管理者制度と建物の老朽化への対応は、同じ年度に始めなくてよいのでは。指定管理者制度を進めるのであれば、現状の建物で診療の中身を変えて始めてみては。それに伴い最もかかる人件費がどの程度発生するか考慮する必要はあるが、現状の一般管理費で収まるまたはそれ以下になるのでは。指定管理者制度のメリットは、安定的な運営と市の経費削減であり、また建物の建て替えは数年間かかるため、指定管理者制度の導入から進めてみてはどうか。

## **藤澤委員（会長）**

ロードマップのようなものが過去示されていたのであれば、計画の位置づけや公表のタイミング等難しい面等あるかと思うが、具体的な検討をする必要があるのでは。ハード面でいうと築 70 年ほどであり老朽化が著しい状況であるが、ソフト面である指定管理者制度の導入など、短期・中長期双方の視点で具体案を検討してはいかがか。

## **田中委員（副会長）**

令和 7 年の広報おだわら 7 月号に掲載されている行政改革の中に「全庁的な事務事業の見直し」とあるが、診療所の検討はここに上がっているか。

## **事務局**

含まれていなかったと思うが、その視点で進めていく必要はあると考えている。

## **田中委員（副会長）**

市が実施している全ての事業を対象にとあるが、小さな事業は目立ってなかったのか。

## **事務局**

事務事業点検は毎年行っているが、今年度が実行計画を実施する年であったため、実行計画作りや予算措置の中で実施するよう企画から話があったことが実態である。

### **田中委員（副会長）**

事務局が存続するとはっきりおっしゃったことは勇気がいることで、白紙のまま委員会から答申された場合に、個人として存続する意見は出さなかった。赤字覚悟で存続させるとおっしゃったからには協議会としてスピード感をもって検討を進める必要がある。

### **曾根委員**

この委員会で存続することを決めたと聞いたことは無いが、そうなのか。

### **事務局**

診療所の今後のあり方について、存続ありきではなく、諮問、答申を経たうえで存続という方向で検討していくと認識している。

### **田中委員（副会長）**

存続を前提に検討してくださいという諮問があり、存続か廃止について委員の意見を聞くという内容は無かった。

### **曾根委員**

小田原歯科医師会が指定管理者である小田原歯科二次診療所は築20年ほどの建物であるが、壁のひび割れや壁紙が剥がれている等ハード面での費用が発生しており、それを踏まえて片浦診療所を視察したが、現在の老朽化している施設で指定管理者を募集しても集まらないと思うため、まずはハード面を整える必要があるのでは。JAの一室を借りるまたは駅舎横に仮診療所を立てる等したうえで、指定管理者を募集する方向でないと、指定管理者が見つからないと考える。地域の方々には申し訳ないが、不採算で市民の方々の負担が増えるため、診療所を廃止するのであれば、交通整備をする、バス等のクーポン券を配る等具体的な案を出すべきでは。

### **藤澤委員（会長）**

今年の予算を見てもギリ貧であり、5%程度経費の硬直化が進んでいることも明らかであるため、次回までに事務局から一定の考えを示していただければ。

### **田中委員（副会長）**

諮問の内容について、議事録を確認すると、方向性については存続を前提とした答申案の作成を想定すると表現されているため、存続ありきで協議を進め答申案を提出している。自身は実際に診療所を見たことはなく、築70年の建物だが、指定管理者が集まらないことはないかと思う。長谷川委員はいかがか。

### **長谷川委員**

本日の協議は一つの意見を取りまとめるのではなく、各委員が自由に発言する場であり、事務局としてはその意見を参考にいただき、良い議論ができたことを成果にすればよいのでは。個人としては、このような問題は難しく委員として発言してもそのように物事が進むわけではないため、事務局を中心に良い方法等考えていただき、それに対し委員が意見を言う形で進めてはと考えている。

### **藤澤委員（会長）**

協議第8号及び協議第9号は質疑応答が終了し、御異議なしということで、原案どおり了承されたものとする。

以上